

健康・福祉

視覚障害者の外出支援を。 同行援護従業者養成研修

■一般課程

平成29年1月14日(土)・15日(日)・21日(土)

■応用課程

平成29年1月28日(土)・29日(日)

場 総合福祉センター

対 視覚障害者の福祉に興味のある人
定 15人

料 一般課程:25,000円

応用課程:17,000円

※両方の受講は40,000円。

締 12月27日(火)

申 問 NPO法人さん・あい／

ハーティハンド支援事業所

(☎0848-48-5256)



献血

尾道市献血推進協議会
(☎0848-24-1177)

日 時	場 所
1 / 20(金) 9:30~11:30	ベイタウン尾道
1 / 30(月) 10:00~12:00	京泉工業
13:00~15:00	

特定健診を未受診の人へ 受診勧奨はがきが届きます

尾道市国保の特定健診(メタボ健診)をまだ受けていない人へ、健診の案内はがきを送っています。治療中の人でも特定健診が受けられますので、かかりつけ医院へご相談ください。

また、職場などで既に健診を受けている人には助成制度もあります。

特定健診の受診には、特定健診受診券が必要です。紛失した場合でも再発行が可能ですので、お問い合わせください。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9107)



今年最後のご案内 お済みですか、特定健診・がん検診

■健診項目

- ① 特定健診・後期高齢者健診
- ② がん検診(肺・胃・大腸・子宮頸・乳・前立腺)
- ③ 肝炎ウイルス検診

※特定健診は、受診券が必要。

■受付時間 8:30~10:00

実施日	場 所	申込締切	実施機関
2月 17日(金)	総合福祉センター	平成29年 1月10日(火)	中国労働衛生協会
20日(月)			
21日(火)			

※上記以外の日程もあります。

申 問 健康推進課 (☎0848-24-1962)

健康相談など

健康診査の結果や血圧・体重などを記入できる健康手帳を配布しています。(40歳以上の市民)

配布場所 健康推進課、保険年金課、因島総合支所健康推進課、御調保健福祉センター、向島支所、瀬戸田福祉保健センター

こころの相談

■総合福祉センター

●こころの健康・ひきこもり相談
(要申込/定各回2人)

日 12月22日(木) 13:30~16:30
平成29年1月10日(火)
13:00~16:00

対 こころの悩みのある人か家族、または概ね18歳以上のひきこもり状態にある人か家族

担当 精神保健カウンセラー

申 問 健康推進課

(☎0848-24-1962)

■御調保健福祉センター

●こころの相談(前日までに要申込)

日 12月21日(水) 13:30~15:30

対 こころの悩みのある人か家族

担当 臨床心理士、保健師

申 問 御調保健福祉センター
(☎0848-76-2235)

■因島総合支所

●こころの相談(要申込/定2人)

日 12月16日(金) 13:30~16:30

対 こころの悩みのある人か家族

担当 精神保健カウンセラー

申 問 因島総合支所健康推進課

(☎0845-22-0123)

もの忘れなんでも相談室

■御調保健福祉センター

日 12月15日(木) 13:30~15:00

対 認知症状のある人を介護している家族、認知症への不安がある人
※要申込。

申 問 北部地域包括支援センター

(☎0848-76-2495)

東部保健所での相談(要申込)

●B型・C型肝炎ウイルス検査

日 第3月曜 ※祝日を除く。

対 他で検査機会がない人、今まで検査を受けたことのない人

●HIV抗体検査と相談

日 第3月曜 ※祝日を除く。

※匿名受付。電話相談随時。

●アレルギー疾患相談

日 第3火曜 13:30~15:30

内 生活・栄養相談(お子さんは母子健康手帳持参)

●精神保健福祉相談

(精神科医師による相談)

日 12月21日(水) 13:30~15:30

場 広島県尾道庁舎

申 問 広島県東部保健所保健課

(☎0848-25-2011)

平成29年 4月スタート

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護保険制度の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設され、地域の実情に応じてサービスを提供できるようになりました。

利用内容によっては、手続きが簡略化され、サービスメニューが増え、利用者負担額も安くなる場合があります。

尾道市では、平成29年4月から「総合事業」を実施します。

📦 要支援 1・2 の人のサービスが一部変わります。

- 1** 要支援 1・2 の人が利用している「訪問介護」と「通所介護」を市のサービスとして実施します
今までと同様のサービスに加え、市独自のサービスを始めます。

訪問介護(ヘルパーサービス) ⇒ 「訪問型サービス」

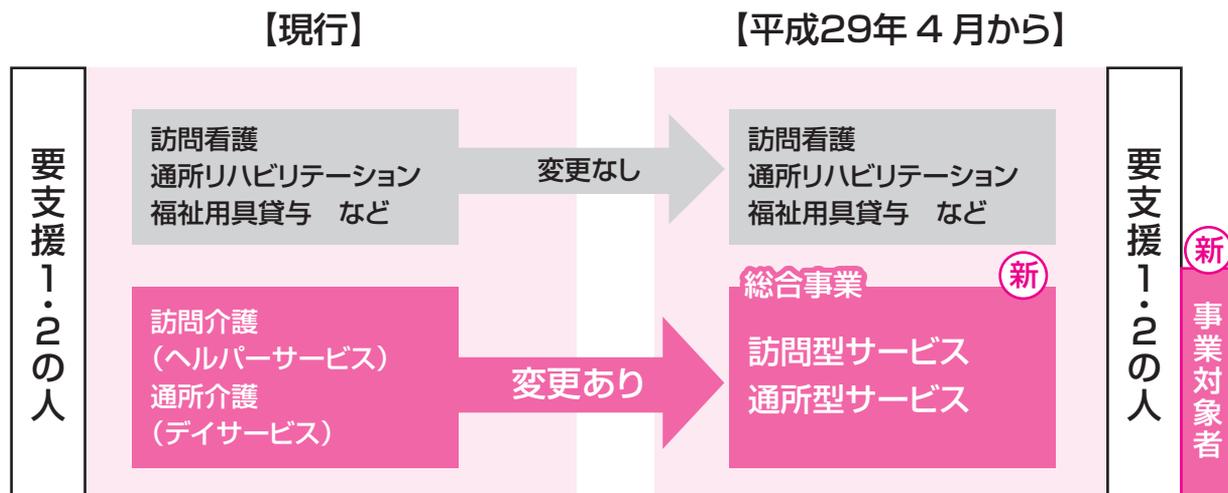
- ・身体介護や生活援助(現行通り)
- ・生活援助(市独自サービス)

通所介護(デイサービス) ⇒ 「通所型サービス」

- ・機能訓練や入浴、食事の支援等(現行通り)
- ・生活機能維持のための運動・レクリエーション等(市独自サービス)
- ・3～6カ月間で行う運動機能向上等のプログラム(市独自サービス)

- 2** 介護予防サービスを利用する手続きの流れが2通りになります

- (1)今まで通り要介護認定申請をして、要支援1・2の認定を受ける。
新 (2)基本チェックリスト(※1)をして、事業対象者(※2)かどうか判定を受ける。※条件あり。
(※1)25項目の簡単な質問で、生活機能が低下していないか調べるもの
(※2)基本チェックリストの結果、生活機能の低下が見られ、援助が必要と判定された人



現在、要支援 1・2 の人でサービスを利用している人には、認定更新時に、地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーがご案内します。

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)